

別記様式第七（第六十条関係）

（表面）

6センチメートル	第 号 年 月 日
	所 属 庁 氏 名
	年 月 日生
	中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第九項において準用する通訳案内士法 第二十九条第三項の規定による証明書
	年 月 日まで有効
	所属庁 印
	9センチメートル

（裏面）

6センチメートル	通 訳 案 内 士 法 抜 粹
	（登録証の提示等）
	第二十九条（略）
	2 通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公 共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなけれ ばならない。
	3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携 帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。
	中 心 市 街 地 の 活 性 化 に 関 する 法 律 抜 粹
	第八十六条 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は 第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
	9センチメートル